

「収賄容疑の事業（予算）」は、認めるべきではなかった！ チェック機能を発揮すべきだった！ (H27/4/1)

1, 間違いか、意図的か。牧田議員の賛成討論。

牧田議員は、賛成討論の中で次のように述べました。

牧田議員の賛成討論

「・・・今、ここで、予算を否決してこういう計画（認定こども園化と言う話）がずれて遅れていくとしますと、1年、2年、また、安平町の発展がどんどん遅れていく。ますます衰退に拍車がかかる。そう思います。道の駅もそうです。ここから安平町を知ってもらおう。合併してまだ10年なんで、安平町は何処にあるのか、道民の方々はほとんど知らない。そんな中で、少しでも、安平町が知れる施策が道の駅であり、8億かけるのは、（予算が）あまりにも多い。その効果はどうなのかって、バクチみたいな所はあるけれど、私は進めるべきだ。職員の不祥事の問題。これは個人の問題であって、組織ぐるみの犯罪ではない。それは分けて考えるべきで、それをそれをひっくり返して予算全部に反対すると言う意見には納得しかねる。・・・)」

前半部分と後半部分の（・・・）の発言は、予算案の賛否には直接関係はなく、非論理的でかみ合った発言にはなっていないので省略。しかし、発言の一部に、別途問題にしなけれならぬ発言も含まれますが、それは別の機会に述べることにして、ここでは割愛します。

1, 牧田議員の「明らかな間違い」発言。

「一般会計予算案」が否決されたら、その後、どのような展開になるのかを、牧田議員は知らなかった？ と言うのが、牧田議員の賛成討論の中心です。また、核心に触れた部分は、的外れでした。

2, 「一般予算案」が否決されたら、「暫定予算」を提案して可決できる。

地方自治法 218条 第2項

「普通地方公共団体の長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを議会に提出することができる。」

※暫定予算を作って通すということは、地方自治体だけではなく、国でも良くある事です。今年も、国は一般予算を通せず「暫定予算」を作りました。

地方自治法「218条第2項」(暫定予算の作成)の意味するところ。

- 1, 予算が否決され、修正案等の作成に時間を要し、年度開始に間に合わなかったとき。
- 2, 災害や(地方)議会の解散などの時に組まれます。

3, 「暫定予算」を作るという意味は・・・

牧田議員の発言から推測すると牧田議員は「暫定予算」について何も知らなかったようなので、一応述べておきますが、「一般会計予算案」が否決されても、直ちに予算の全てが流れてしまうものではありません。

その時、町長は、予算審議で問題点が指摘されなかった事業や緊急性のあるものを「暫定予算」として3月中に議会に提出すれいいのです。

そして、4月または5月の臨時議会で、本予算を可決すれば良いのです。

つまり、この度の議会で問題になっていた予算(アピラネット・他)を除き、新たな予算案を再提案すれば、(おそらく通過しますから)牧田議員が言うように、その他の事業が、「1年も2年もずれ込む」なんて言うことはあり得ないのです。

4, 牧田発言を検討

(1) 「間違い」と「オオカミが来るぞ」式発言。

牧田氏は、次のように発言しました。

「今、ここで、予算を否決してこういう計画(認定こども園化と言う話)が、ずれて遅れていくとしますと、1年、2年、また、安平町の発展がどんどん遅れていく。ますます、衰退に拍車がかかる。」

こうした牧田氏の発言を聞くと、牧田氏には、「アジテーター」としての素質があるような気がします。アジテーター^{おど}というのは、時には、ウソをまじえ誇張し、「オオカミが来るぞ」と脅し、相手の感情を煽って、特定の方向に個人や集団を動かそうとする人達のことです。

① 「こういう計画」とは・・・

牧田氏は、こう言っています。

「教育環境を整えるということは、今、認定こども園化という話で少しずつ整っていく。安平町に人が集まる環境が整いつつあると思う。」と述べたあとに、「今、ここで・・・こういう計画」、という上記の発言が続くのです。

牧田氏は、一般会計予算案を否決することは、「こういう計画（認定こども園化）をもつぶすことになる」と訴えたわけです。

「認定こども園化」という意味は、おそらく、追分地区の幼稚園や保育所が、「認定こども園」として統合される事を意味していると推測されますが、予算審議では（私が承知している限りでは）、この関連予算に対する反対論はなかったかと思えます。（それが正しかったかどうかは別ですが）

従って、仮に一時的に「一般会計予算案」が否決されても、「暫定予算」に盛り込まれる予算であり、3月中に通過するはずの予算であったはずです。

それを、「今、ここで、予算を否決してこういう計画（認定こども園化と言う話）が、ずれて遅れていくとしますと、1年、2年また、安平町の発展がどんどん遅れていく。ますます、衰退に拍車がかかる。」などと言うのは、まさに、アジテーターの言うことです。根拠のない「デマ」と言うものです。

※ 因みに、「認定こども園」問題は、民営化をめぐって、様々な疑問が生まれています。町民向けの説明会は、1度も開かれておりません。2月23日に行われた「一般町民を含めた主として保護者向け」の「説明会」では、明らかに「ウソ」と思われる説明がありました。「無償」で民間に「渡す」内容が明示されず、「無償」という言葉が幾つもの明らかに意図的に消されたと思われる内容でした。「認定こども園」も私にとっては、大きな「疑惑」の対象になりました。

※不明な点。① 牧田議員は、平成22年度から始まった安平地区での4年間で、認定こども園によって、どれほどの園児を持つ家族が増えたのかも明らかにした上で「上記」の意見を述べるべきでした。

②議論の「核心」を理解しない「トンチンカンな牧田発言」。

つまり、なぜ「疑惑のある予算の1部を見直して出し直せ」と反対していたのか、その意味を全く理解できていない。牧田議員の「理解力にレッドカード」です。

まず、次の発言です。

「職員の不祥事の問題。これは個人の問題であって、組織ぐるみの犯罪ではない。それは分けて考えるべきで・・・」

この発言を牧田氏本人が、改めて読んでみて、「おかしい」と気付くかどうか、大いに関心のあるところですが、「どこがおかしいのか」を説明しておきます。まず、反対討論に立った多田議員の発言と比べれば一目瞭然です。それは、それまでの予算審議の核心（論点）を反映した内容になっているからです。

多田議員の反対討論（要旨）

「・・・彼のおもだった行為が、不信感を抱かせるような事案であったと言う事です。しかも、5億を超える新年度予算の中で彼が携わった部分があつて、・・・彼の携わった予算の正当性を裏付けるものは、予算審議の中で出ておりません。・・・町長はいみじくも言っているように、ある程度の確信が得られるまで、この予算は執行しないとっております。執行しないのであれば、予算は計上しないで別の方法で予算提示をするべきだ。その方が会計予算としては当然の取り扱いだと思ふし、それは何ら住民に対して不利益を被るものではないと確信します。かえって今、ここで予算をこのまま認めること自体が、私は議員として町民に申し開きが出来ないという思いを強く致しましたので、こん予算については反対の意見を申し述べたい。」

- 5、「不正によって作られた予算」の問題点は、「個人」であろうが、「組織的」であろうが、全く変わりません。同じ事です。

多田議員が指摘するように、「彼の携わった予算の正当性を裏付けるものは、予算審議の中で出ていない」という点に大きな問題が存在するのです。

論点は、「設計金額に水増し、その他、不適切な点がなかったのか」の点検が必要なのに、それが行われておらず、そのまま議会で認めて良いのかどうかにあったのです。

同じ予算審査委員会の中で、町長は（基本設計の積算根拠に対して）「もう一度、チェックをしなければならぬ」と多田議員に答弁しています。ただ、この積算根拠のチェックは、町長が述べたような、逮捕された職員と同じ仕事をした業者ではダメです。別な業者の点検が必要です。

「それは分けて考えるべきで、それをひっくるめて、予算全部に反対するという意見には納得しかねる。」と牧田議員は述べていますが、この種の問題で「個人」と「組織ぐるみ」とを「分けて」考えても、「予算の正当性」に「根拠」は与えられません。

この問題は、「ひっくるめ」でも、「ひっくるめ」なくとも、全く同じ問題なのです。

「予算全部」に反対することは、一時的にはやむを得ないことです。問題ありません。

牧田議員は「予算全部に反対することに納得しかねる」と言っていますが、すでに述べましたように、一度、全体（一般会計予算案）を否決したからと言って、次年度の予算全体がダメになるわけではありません。改めて「暫定予算」を出させれば良いことです。**これは、議員としての「基礎知識」「基本知識」に属することです。**

議員からの忠告・提言に耳を傾けず、「問題のある予算を「ひっくるめて」提示した町長のやり方が問題なのです。こうした時、議員として取るべき正しい態度は、一旦、全体を否決して、問題のある予算を除いた「暫定予算」を出させることであったのです。

